

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に

基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行

規則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則（平成二十六年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
<p>（定義） 第二条（略） 一（略） イ 法第三条第一項の規定による認定を受けた、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条第一項の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どもうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 ロ（略） 二・三（略） （教育及び保育の内容等） 第九条（略） 2・3（略） 4（略） 一―八（略） 九 認定子ども園の職員は、当該認定子ども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。 十（略） 5（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 一（略） イ 法第三条第一項の規定による認定を受けた、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どもうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 ロ（略） 二・三（略） （教育及び保育の内容等） 第九条（略） 2・3（略） 4（略） 一―八（略） 九（略） 5（略）</p>	

この規則は、令和五年四月一日から施行する。